

南知多町選挙管理委員会告示第 1 号

第 51 回衆議院議員総選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書きの規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 8 年 1 月 19 日

南知多町選挙管理委員会

委員長 石 堂 和 重

登録の移替えを延期する期間 令和 8 年 1 月 19 日から令和 8 年 2 月 8 日まで